平塚市個人情報保護法施行条例骨子（案）について

**◆個人情報保護法改正の背景及び目的**

従来、個人情報保護制度は主体により別々の法令等を適用していました。

・民間事業者　⇒　個人情報保護法

・国の行政機関　⇒　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

・独立行政法人等　⇒　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

・地方公共団体等（平塚市）　⇒　平塚市個人情報保護条例

　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第５１条により、個人情報保護法（以下「法」といいます。）が令和３年に改正され、当市においても法が令和５年４月に施行されます。

　法は、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報保護委員会の監督下において、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするとしており、具体的に次の２つが挙げられます。

（１）公的部門における統一された保護水準の確保

　　これまでに地方から国に対して要望が出されていた災害対応や感染症対策などに関連して、個人情報の取扱いに関する全国統一的な運用を行うことができるようになります。

　　また、従来の平塚市個人情報保護条例に存在していた、平塚市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」といいます。）への諮問等の規定について、法では許容されていませんが、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では、必要な保護水準は確保されます。

（２）個人情報保護委員会による執行体制の確保

　　法全体の規律の解釈・執行について、民間部門や海外の動向を含めた専門的知見を発揮して、官民横断的に個人情報の適正な取扱いを確保することが、個人情報保護委員会により行われます。

**◆平塚市個人情報保護法施行条例制定の目的**

　従来の平塚市個人情報保護条例を令和５年３月末で廃止とし、令和５年４月より平塚市でも法が適用されることに加えて、法で委任された事項を定める平塚市個人情報保護法施行条例（以下「条例」といいます。）を制定し、適用することとなります。

**◆条例の骨子（案）**

（１）総則

　　この条例は法で委任された事項を定めます。また条例で使う用語は法で用いる定義と同様とします。

　　開示請求書に記載する事項は、法が定めるもののほか市の実施機関が定める事項を記入するものとします。

（２）費用の負担

　　保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とします。ただし、現行と同様に開示文書交付時に実費（コピー代相当分）を申し受けます。

行政機関等匿名加工情報の利用に際しての手数料を国が設定している金額と同じとします。（ただし、条例施行時には行政機関等匿名加工情報の導入を見送ることとします。）

（３）平塚市個人情報保護審査会の設置

　審査請求があったときは、平塚市個人情報審査会（以下「審査会」といいます。）に諮問するものとします。審査会の運営に必要な事項を定めます。

　　市の実施機関が、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があるときは、審査会に諮問することができることとします。

**◆現行の平塚市個人情報保護条例との変更点**

（１）審議会に代わる個人情報の適正な取扱い

現行では要配慮個人情報の取扱い、本人外収集、保有個人情報の目的外利用及びオンライン結合に関して審議会に諮問することとしています。しかし、法ではこれらを諮問することが許容されないこととなっているため、条例施行後は審議会の諮問があったものと同程度の適正な個人情報の取扱いとなるよう、今後、条例等に関連する規定を設ける予定です。

（２）保有個人情報開示請求から決定及び諾否期限延長

現行では保有個人情報開示請求から開示決定等まで１５日間、諾否期間延長を最大で４５日間、合計６０日間としています。

　　法施行後は保有個人情報開示請求から開示決定等まで３０日間、諾否期間延長を最大で３０日間、合計６０日間となります。

（３）個人情報ファイル簿の新設

法では、市の実施機関がどのような個人情報を取扱っているか公表する個人情報ファイル簿を作成することを定めています。これに伴い、現行では同様の役割のある個人情報取扱事務登録簿がありますが、廃止することとします。

（４）行政機関等匿名加工情報導入の見送り

行政機関等匿名加工情報の作成ができることとなりますが、平塚市ではその必要性の調査及び導入まで相当の時間を要するため、条例施行時での導入を見送ります。

**◆条例制定のスケジュール**

（１）パブリックコメントの実施【令和４年５月６日～６月６日】

（２）パブリックコメントの意見集約、条例案の作成【令和４年６月～９月】

（３）議会への提案【令和４年１２月】

（４）条例施行【令和５年４月】